

平安朝における官職唐名の文学的側面

工藤, 重矩
福岡教育大学助教授

<https://doi.org/10.15017/11930>

出版情報 : 語文研究. 66/67, pp.33-40, 1989-06-10. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

平安朝における官職唐名の文学的側面

工藤重矩

的傾向の一つの具体的な顕現であるから、それらとの関連の中で考察しなければならぬが、本稿では、文学的ということをも更に限定して、修辭の側面を中心に論ずることとする。

二

そもそも律令の諸制度は中国の制度の模倣に出発しているから、官職名自体がもともと唐風の響を持っているとも言えるが、同時にそれは官庁用語であり日常語でもあった。それに対して「唐名」は詩語という性格を持った。唐名の全てが詩語というわけではもとよりないが、ある種の唐名はそうであった。

今、「式部」の唐名である「吏部」を例に詩語としての使用法を見てみよう。式部の唐名は『拾芥抄』等には「吏部」大常「考功」が掲げられているが、殆んど例が「吏部」である。「吏部」はまた「李部」とも表記する。

李部という表記について本居宣長『玉勝間』巻四は、李部王の記といふふみの名の李ノ字心得がたし。西宮記・北山

官職名には、近衛を羽林と、式部を吏部というような「唐名」といわれる異称があることは周知のことであり、その唐名が用いられる場に偏りが存することも、平安朝の漢文を一覧しただけでもただちに納得されることであろう。例えば、太政官の官符の類を集めている『類聚符宣抄』のごときには唐名を見出すことはほとんどないが、文学作品・消息文の類には類聚に用いられている。従って、官職唐名はその使用意図において文学的効果を期待されていたという一面があったであろうことは、そのような分布状況から容易に推察できることである。

ここに文学的效果という場合、広くは異国趣味即ち中国趣味によるある種のロマンチズムに通うもので、官職のみならずあらゆる事物を中国風に表現すること、例えば地名にあっては、西の京を長安、東の京を洛陽と称し、人名をも野岑守・菅清公という風に記すことも、皆同一の精神的偏りである。官職の唐名もそのような精神

抄などに引れたるには吏ノ字をのみ書れたり。台記などにすら吏ノ字を書れたり。李は後に誤れるものなるべし。

という。式部卿重明親王の日記である『吏部王記』(吏部王は式部卿の唐名)を「李部王記」とも書く文献があることに關しての説である。この誤字説を承けて、和田英松『修訂官職要解』は

これは高田与清の擁書漫筆に、摂政を接政に作り、延喜を延木と作る類で、李は吏の借字である、というのがよろしからう。

とあり、この考えは現在の通説となっているらしく、古代学協会編『史料拾遺第三卷吏部王記』の解説でも「音通による借字であることは、既に先学の論述されているところで、(中略)従って、正しくは吏部王記である」と記されている。『芸文類聚』官職部等でも吏部であり「吏」が正しい表記であることに問題はない。

問題は、なぜそのような借字を行い、しかも「吏」が正しいのか「李」が正しいのかという疑問が生ずるほどに広く「李部」と表記することが行われたのである。この点は、宣長をはじめ先学の意識にはのぼらなかつたごとくである。実は、吏部を李部と表記するところに、平安朝人の修辞意識が端的にあらわられていたのである。李部と表記する例を『平安朝漢文学総合索引』に拠っていくつか掲げる。(1)~(5)は『江吏部集』(6)~(8)は『本朝無題詩』による。³⁾

(1)正月除書為李部 暮春花宴上蓬萊 (卷中218下)

(2)桓榮昔者猶心劣 李部翰林任又頻 (卷中219上左大臣)

(3)家経李部在江濱 諺課庸才更説真 (卷中219上)

夙夜九年為侍読 枯株花葉待来春 (卷中221上)

(4)鏡水蘭亭君管領 翰林李部我艱辛 (卷中224下)

(5)醉歌得赴桃源路 踏舞欲看李部采 (卷下224下)

(6)菊叢李部異采悴 共以貞心属勝遊 (卷一11下藤原明衡)

(7)松門未許逃名志 李部纔為送老官 (卷九10下藤原致光)

(8)李部沈官空自首 華白礼仏漸黄昏 (卷十12下藤原致光)

吏部を李部と表記する早い例は大江匡衡あたりである。ほぼ一条朝の頃に発したものであろう。その用法には一つの特徴がうかがえる。(1)は、正月の除目で息男举周が李部即ち式部丞に任ぜられ、三月の花宴には特に藏人に補せられて殿上したことを詠じた句だが、

「蓬萊(殿上)との対句を構成するために植物の「李」の字を用いた。いわゆる字対の対句法である。(2)は、「翰林」(文章院)との關係で「李部」としたのだが、対句としても「桓榮」の「桓」は人の姓であるとともに木の名でもあるから、字対となっている。(4)もこれと同じ用法。(3)は、大江家の「江」に縁を持たせて「李」を用いた。沈淪の身を「枯株」に喩えた。(5)は「桃源」に対して「李部」として(7)(8)の対句も同趣。(6)は、「賦菊花」の詩である。菊叢が采えていることに比して、吏部の我身が悴えているのを言うために李の字を用いた。皆、吏部を「李部」と表記することによって、「すもも」の義による字対の対句、あるいは「すもも」に縁をもたせた作詩が可能になったのである。

詩以外でも、同趣の用法は多い。

(9)李部藤郎中者槐棘之孫枝也。

(詩序集 月契万年光詩序 藤原公明)

(10)昨日除書適拜李部、与梅含咲、与柳開肩、春之可樂蓋此謂歟。(明衡往来下)

(9)の「李部郎中」は式部丞、「槐棘」は大上達部の唐名。(9)も「すもも」の李に縁を持たせた修辞法である。

このような『文鏡秘府論』にいう「字対」「奇対」の対句法、また和歌の縁語掛詞に類似した修辭技法については、拙稿⁵⁾で言及したことがある。ここで注意したいことは、そのような修辭を行うためにあえて「吏」を「李」に変えているということである。

「吏部」は必ずしも常に「李部」と変えられるわけではない。詩中に「吏部」の語を用いている早い時期の例のいくつかを掲げる。なお、勅撰三詩集には用例がない。

(11)文章暗被「家風誘」 吏部偷因「祖業存」

(菅家文章卷二「講書之後戲寄諸進士」)

(12)祖業儒林聳 州功吏部銓 (菅家後集 紋意一百韻)

(13)詞花吏部塵相累 句麗和州玉自瑩

(粟田左府尚齒會詩 菅原輔正)

(11)は「文章」との対句のみ。(12)は「儒林聳」との対句だから「李部」でもよさそうだが、そうはしない。(13)も「和州」(和泉国)の対句としては問題ないが、「詞花」との縁では、前掲(2)(4)などで「李部」とする用法からして、「李」でもよいところである。

わずかの例であり、伝本の問題もあるが、十世紀の半ばまでは、文字面を変えてまで字対的要素を求めることにはなお消極的だったのであろう。大江匡衡『江吏部集』にあっても

(14)翰林学士悲「忽劇」 吏部員外猶後群 (上巻 秋夜閑談)

(15)羽林馮翊鶴鸞侶 吏部肥州綿繡詞 (上巻 冬夜与諸君)

のごとく、「翰林」「羽林」とあれば必ず「李部」とするわけでもない。「吏部」自体が既に「式部」の唐名であり、「近衛」の唐名である「羽林」や「文章博士」の唐名である「翰林学士」と対になりうるからである。

しかしながら、「李部」という文字は、もともと式部に対応する詩語である「吏部」を更にひとひねりした詩語という性格を持っていることは疑いない。「李部」にそのような語感が備わってくるにつれ、単独に李部の文字を使用することも行われる。藤原忠通の

(16)李部大卿扶「病久」 帰「真始仰釈尊恩」

(法性寺関白御集 聞李部大卿依病出家悲感之余且呈所懷)などはその例であり、最初に記した『吏部王記』を「李部王記」と表記するのも、それが気取った文字遣と感じられるようになっていたからではなからうか。

三

「李部」の場合と同様の技法は他の唐名にも見られる。例えば、「大臣」の唐名は『拾芥抄』によれば「相府・蓮府・槐門・槐庭・丞相・僕射・三槐・三台・蓮幕・太平侯・東閣・黄閣・三旌・象岳・済川・塩梅・三館」があげられているが、詩や詩序・賦などの文学的文章においては、「相府」「丞相」という最もポピュラーな唐名ももちろん多いが、「蓮府」「槐庭」「象岳」というような字対・縁語的表現を作りやすい文字に用例が集中している。

(17)何処不「玩」今日之華水、而居「槐庭」遊「桃源」者猶稀。

(江吏部集 三月三日陪左相府曲水宴同賦因流泛酒詩序)

(18)齡近「文服」、不「可恃」余年「次依違」、家既「槐門」、何復待「厚」祿而猶予。(本朝文粹卷十四 菅原文時 為謙徳公報恩修善願文)

(19)自契「千年」蓮府地 送「春迎」夏久期 采

(中右記部類紙背漢詩集 経任 長元七年左大臣家詩会)

(17)は左相府(左大臣)家での曲水宴なので「槐庭に居りて桃源に遊ぶ」というのだが、「桃」に対して「槐」の字を持つ故に「槐庭」の語を選んだ。「相府」ではあやを織ることができない。(18)は「文服」(五十歳の意)に対して「槐門」とした。(19)は季節が夏であり、実際に池には蓮も存したのであるから、左大臣の家を蓮府の地といひ、「蓮」の縁で「春を送り夏を迎えて久しく栄えを期す」とした。

「栄」は「花ヒラク」(名義抄)の義で、「蓮」の縁である。

「近衛」の唐名は「羽林・幕府・親衛・千牛・虎牙・虎賁」などであるが、文学用語としては「羽林」がほとんどで、「羽」「林」の字の縁で修辭のあやを織る。その一端は「李部」の項で見たとおりであるが、なお二、三の例をあげてみよう。

(20)鳥養鳥養、是汝姓、好以鳥養属羽林、羽林將軍仁義広、見老兒貧憐皆深。

(本朝文粹卷一 源順 夜行舍人鳥養有三継狂歌)
(21)況掌鸞台内外之文書、賜羽林左右之武備。

(本朝文集 藤原茂明 為藤原頼長辞左丞相)
(22)清風舞朶、伴長生於黃門之春秋、玄鶴棲梢、讓仙齡於羽林之日月。(統文粹卷九 菅原在良 陪右親衛納言書閣同賦松

献遐年寿詩序)

(20)は鳥養有三の姓が「鳥養」なので、近衛の舍人であることをその縁で「羽林に属す」と戯れた。(21)は頼長の経歴を叙べる部分である。「鸞台」は太政官の唐名。太政官の唐名としては「尚書省」の他に「蘭省」があり、「蘭省」も詩によく用いられているが、ここでは「羽林」に対して「鸞台」を選んだ。(22)は右親衛納言(権中納言兼

右近衛中将)藤原忠通の長寿たるべきを言祝いだ部分。「黄門」は中納言の唐名。「玄鶴」は「松」の縁であるが、また「羽林」の縁。右のごとく、修辭上の必要によって、幾種類かの唐名の中から選ばれてその場にふさわしい唐名が用いられている。複数の中から選びうるというところに詩語としての便利さがあったのであろう。

四

唐名の語性を考えるために、詩集の中における正式の(律令官制による)官職呼称と唐名との使用のされ方を比較しておこう。

『懷風藻』では、作者伝の官名は正式の官名を用いているが、題詞の中に、左大臣長屋王を「左僕射」と記している例がある。他には唐名はない。

平安朝初期の三詩集になると、詩集には唐名を用いるという傾向がはっきりしてくる。三詩集中に用いられる官名呼称の様式には、(イ)正式呼称—左大将・左兵衛佐など、(ロ)唐名—播州長史など、(ハ)折衷的呼称—越前司馬・美州掾などの三種がある。(イ)の折衷的というものは、越前司馬の場合、正式には越前掾、唐名では越州司馬とあるべきだからである。

三集の用法を表すると次のようである。三集の間ではその傾向に際立った違いはないと言ってよからう。全体として、正式呼称よりは唐名の方が遙かに多く用いられている。ただ、これらはほとんどが詩題の中の例であり、詩そのものに用い

経国集			
凌雲集	1	(イ)	
文华秀麗集	14	(ロ)	
	3	(ハ)	
4	4		
9	18		
2	5		

られた例は『文華秀麗集』に一例(唐名「公主」)、『経国集』に二例(唐名「將軍・平章」)があるのみ。とはいえ、詩題においても唐名を用いることが大勢であるのは注目すべき現象である。唐名の文学用語的性格は早くからこのことというべきであろう。

九世紀後半の島田忠臣『田氏家集』では、詩題中五〇余例の中、「博士」(一例)を除いて他は全て唐名または折衷的呼称となっている。詩中にも九例の官名が見られるが、全て唐名である。「柱下」「夏官郎(兵部)」「相府(大臣)」「三刀夢(受領)」「虎竹(受領)」「使君(国守)」「大守(国守)」「分憂(受領)」「侍郎」がそれである。修辭的に留意すべき例としては、次のような用法がある。

②誰道老君藏「柱下」自知大隱夏官郎(卷中 兵部侍郎官)
この「柱下」は邦官の内記の言い換えとしての唐名ではなく、老子が柱下の官であったことを言う。その官名を普通名詞にとりなして「柱の下に藏る」と言い掛けたのである。

④君抛「虎竹」承「兼世」我負「鶯花」度「数秋」(卷中 拜美濃之後、
蒙菅侍郎見祝喜遙兼賀州詩章、依本韻雜和之)

「虎竹」という唐名は『拾芥抄』等に見えない語であるが、受領を唐名では「虎符」とも「竹符」ともいうが、「虎竹」はその合成語である。「鶯花」と対になっているので、唐名による字対的用法の早い例である。

因みに、『後拾遺集』雑五に相模の歌

いつかまたこちくなるべき鶯のさへづりそめし夜半の笛竹
がある。この「こちく」は「此方来」に笛の縁で「胡竹」を掛けているが、鶯のさへづり(曲名「春鶯囀」を響かす)の語からして、「こちく」は鶯の鳴き声の擬音でもあるのではなからうか。鶯の声

を「ひとくひとく」とする例は『古今集』誹諧歌にあるが、「こちく」の例は他に確例を見出しえない。仮りに「こちく」を擬声語とすれば、『田氏家集』の「虎竹」は「鶯花」との関連で、あるいは「こちく」という擬声語を兼ねて戯れたかとも思うのだが。

『菅家文章』の詩題中には九〇例ほどの官名があるが、全て唐名であり、国司の場合も「美州掾」のごとき折衷的なものではなく、全て完全な唐名である。詩中にもほぼ同数の用例があるが、非唐名は「博士」(五例)「大臣」(二例)「文章」(一例)がある程度。しかし、修辭法としては字対的工夫をこらすことは必ずしも多くない。唐名の字面を利用した修辭で目立つ例をいくつか挙げる。

⑤春遊惣「響州」司馬 夏熟交「襟典」客郎

(卷一 和典客国子紀十二承見寄之長句、感而韻之)
⑥高看鶴出「新雲路」 遠始花開「旧翰林」

(卷二 訓裴大使留別之什)
⑦珍重牽牛「期」曉漢 悵然別駕「隔」秋雲

(卷二 七月七日憶野州安別駕)

⑧若使虧盈易「催廻五馬車」(卷三 早秋夜詠)

⑨何因苦惜「花零落」 為是徹臣身戰「拾遺」(卷五 春惜桜花)

⑩は国司の「掾」の唐名である「司馬」の「馬」の縁で、「響を惣べたり」という。⑩は「翰林」の「林」の縁で「花開く」という。

⑪の「別駕」は国司の「介」の唐名。野州安別駕(上野介安倍興行)と遠く隔っているのに意に「別れの駕」を掛けて、七夕の翌朝の織女の仙駕の面影を添えている。⑫の「五馬」は「国守」の唐名。その「馬」に縁つけて「五馬の車」という。「五馬」の例は他に二例あり、共に「馬」を利用した修辭である。⑫は「侍従」の唐名の「拾

遺」を字義どおりに「遺たるを拾う」と解して、零落した花びらを拾う役にとりなす。

『菅家文章』にはかくのごとく、唐名の字面を利用しての修辭が少いながらも見出される。この技法の意識が発展してゆくと、「吏部」を「李部」と表記して「李」の字に縁を持たせた修辭をなすに至るであろう。『田氏家集』『菅家文章』の時代は、そのような修辭法の成長期にあたるであろう。

五

唐名が前述のような修辭的役割を果している一方で、そのことの裏返しとして、『類聚符宣抄』に収められているがごとく官符の類には唐名の例を見出すことはない。外記日記等に拠っているとされる『本朝世紀』も同様である。即ち、官庁の公文書には原則として唐名は用いられないのである。但し、詔・奏状等には用いられることについては後述する。

今仮に、詩・賦等の純文学的文章を一方の端におき、官符等をまた一方の端において、唐名の使用程度を以てその距離を測れば、ある文章がどの程度に文学意識をもって書かれているか、その執筆姿勢を知る目安の一つともなりうるであろう。

例として、紀長谷雄『紀家集』に収められている「競狩記」「仁和寺法華会記」「亭子院賜飲記」「法華会記」の四篇の「記」についてみよう。前三篇は宇多法皇主催の行事、最後の一篇は藤原時平の主催である。

「記」という文体はもともと記録的であるが、「競狩記」は特にそ

れが強く、参加者の官職姓名を競狩での役割に従って四〇余名に及んで列記するが、全て正式の官名呼称である。また、行事のさまも皇太后宮職亮平朝臣好風、式部□菅原景行等、乍朝衣扈從「左近衛□将監後隆、同在晨、別賜御衣」のように記す。これらは通常「皇太后宮亮」「左将監」と略称されることが多く、この記ではことさらに完全な呼称を以て記されているごとくである。「仁和寺法華会記」でも「時在此庭者、貞□第八皇子、中納言源朝臣、参議藤原清経朝臣、在原□朝臣、右大弁藤原忠平朝臣」「于時、延喜元年九月□七日、白衣弟子左大弁紀朝臣長谷雄執筆記之」のようであり、「亭子院賜飲記」もまた「参議藤原仲平、兵部□、右近衛少将藤兼茂、(中略)兵部少輔良岑遠規」のように記す。

ところが、同じ「記」という文体であるのに、「法華会記」では「藤右金吾相公屈天台智誓者最円和尚、(中略)州別駕善清行、翰林学士紀尧韶、豊州□紀有世、惣三人而已」と唐名を用い、人名も「善清行」(三善氏)「紀尧韶(紀長谷雄)」と中国人風に三字を以て記す。

前者と後者とはその執筆姿勢が異なっているというべきである。しかし、四篇ともに、その行事の内容を記す部分は生き生きとしていて、あたかも目前に見るごとくに活写されている。前者の描写が固苦しいということでもない。とはいえ、官職表現については、前三篇の方が襟を正している感じは否み難い。両者の行事での最も大きな相違点は主催者の違いであろう。「競狩記」等は上皇の主催というところで、公の行事の記録という性格を持つゆえ、執筆者もあらたまった姿勢となったものであろうか。時平の法華会記の場合は、時平の希望であるのか、長谷雄が自然とくつろいだのか、その点は何

とも言えないが、私的行事の記録ということが、唐名を用い人名も中国人風に記した理由の一つであろう。

『紀家集』には他に「東大寺僧正真濟伝」と「白石先生伝」との二篇の伝が収まる。「真濟伝」は正式の官名を用いており、「白石先生伝」は「先生、本為右金吾隊長、姓矢田部、名真繼」云々と唐名で記す。僧正と、佯狂に生きた白石先生との違い、この「伝」を求めた者の姿勢の違いに対応することでもあろう。

あらたまった姿勢といえば、『凌雲集』等三詩集の序文も正式官名であり、「古今集真名序」「新古今集真名序」も撰者の官名は正式官名である。『本朝文粹』には書序六篇が収められており、そのうち、「台義解序」「弘仁格序」「貞観格序」「延喜格序」は正式官名であり、「延喜以後詩序」(紀長谷雄)「沙門敬公集序」(源順)は唐名を以てする。後二者は私的な詩集であることからすれば、そこに唐名を用いる場の傾向が現われていると考えてよいであろう。

しかし、公的な文章にも唐名が使用されることは言うまでもない。天皇に奏上する「奏状」「表」の類にも「詔」にも用いられる。ただ、それにも型があつて、例えば「為清慎公辞右大臣第三表」(大江維時作)をみると、

臣某言、今月廿五日、中使從五位上守近衛少将兼行近江權介藤原朝臣季方、降自五雲之衝、不照再露之膽、奉宣、天旨、重返臣章、(中略)況家公居師傅之官、胤嗣恭統理亨之任、遠問漢家希伝彼此、近訪臣族、未遺此蹤、大相国者臣之嚴親也、仰膝下而流汗、左僕射者臣之伯父也、(下略)

天慶七年六月廿八日 正三位守右大臣兼行右近衛大将藤原朝臣上表

返表の中使及び上表者の位官は省略なしの正式呼称で記し、中間部の、上表の意図を述べる部分では「大相国」(太政大臣)「左僕射」(左大臣)と唐名を用いることがある。この部分も「左大臣」のごとくに記すこともあり、それは執筆者の修辞意識によることであろう。申文でも、申請する者の官位・申請する官は省略なしの正式呼称であるが、経歴、前例などを記す部分は原則として正式呼称で、心情を吐露する部分では唐名となることもある。然るべき所はあらたまって正式に記し、多少とも文学的あやの許される部分では唐名の使用が可能だったということであろう。

六

和文における唐名の使用状況を最後に見ておく。

物語には原則として唐名を用いることはなく、少将のごとく和風の呼称を用いる。ただ、「参議」はむしろ「宰相」の方が用いられる。「宰相」が唐名と意識されていないのかもしれない。漢文作品では「相公」とすることが圧倒的に多い。

勅撰和歌集の詞書には唐名は用いないが、私家集ではまれに詞書を漢文で書くことがあり、そこに唐名が用いられていることがある。例えば『源経信集』の「奥州前史・大理」、『菅原在良集』の「右武将军・吏部大王・李部大王・羽林藤次将」など。しかし、これは漢文の例というべきで、和文中の例とは言えない。

「左少将」「式部丞」等は日常用語でもあるから、物語の中でも当然用いられるが、「左親衛次将」「羽林次将」「吏部郎中」という言い方は、日常語とは次元を異にする語、漢語、詩語に相当するもので

あるから、和文には容易に用いられないのであろう。

ところが、和歌そのものの中では唐名を訓読みし言葉が用いられた。例えば、中宮、后宮の唐名は「長秋宮」等であるが、和歌では「秋の宮」という（金葉集卷九・美濃など）。近衛は唐名を「羽林」ということが多いが、和歌では近衛の異称として「三笠山」が十世紀から用いられていた。平安後期になると「羽林」を訓読した「はねのはやし」「はのはやし」の語が出現する（重家集など）。親王にも多くの唐名がある中で、「竹園」を訓読した「たけのそのふ」が用いられた（清輔集・林葉集など）。上達部の唐名は「棘路・九棘・月卿」であるが、このうち「棘路」を訓読して「おどろのみち」という。『六百番歌合』の定家の歌「狩衣おどろのみちも立ちかへりうち散る雪の野風寒けし」の判詞には「おどろの道といへるに公卿の鷹飼の姿おもひやられて」云々とある。

唐名を訓読して歌語とすることは、平安後期に特に目につくようになる。それはこの時期の和漢の表現の接近の一現象でもあり、詩語が訓読されて歌語となること自体は決して珍しいことではない。ただ、官職においては『古今集』巻十九、壬生忠岑の長歌に「近衛」を「ちかきまもり」と「衛門」を「みかきまもり」と訓み変えた例はあるが、正式官名の形の訓読は珍しいことである。唐名の訓読が歌語として採り入れられたところにも、唐名の詩語的性格が看取されよう。その分だけ、物語、日記等にはなじまないものである。

七

官職唐名を持つ詩語的性格について述べてきた。唐名の全てがそ

うであるということでもないし、具体的な文章の中でも人により場により一様でないことも、十分に考慮しなければならないが、小島憲之氏のいわゆる「語性」という観点からみると、唐名は独特の語性を備えた一つの語群として把握できるのではないかと考える。かの「阿衡」の紛議は、そのような「詩語」を法的に政治的に追及したところに生じた事件であった。この事件こそが唐名のもつ特質を鮮やかに示しているとも言えるであらう。

注

(1) 公式官名と唐名との対照は『拾芥抄』官位唐名部が詳しい。『平安朝漢文学総合索引』（吉川弘文館昭62）にはこれを基に「職原鈔」「中歴」をも参考にした「官職唐名一覽」が付載されている。

(2) 後藤昭雄「嵯峨天皇―創造的空間の造立―」国文学（学燈社）昭55年3月号

(3) 統群書類従完成会『群書類従』に拠る。

(4) 匡衡がこのような修辞を好んだことについては、木戸裕子『江吏部集』に見られる言語遊戯的表現について（語文研究64号昭62・12）を参照されたい。「翰林」の他「稱台」（彈正台）「濟川」（大臣）などの例もあげられている。

(5) 『平安朝漢詩文における縁語掛詞的表現』『和漢比較文学叢書3』汲古書院昭61

(6) 亀井孝「春鶯囀」『亀井孝論文集3』吉川弘文館昭59年

本稿は和漢比較文学会第六回大会（昭六二年十一月十五日於大正大学）における同題の口頭発表にもとづいている。